

認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度		法人名	
円		円	
特定寄附金の額の合計額 (19の計)	1	住民税調整前法人税額 (6)	11
税額控除基準額 $(1) \times \frac{20}{100}$	2	法人税額調整加算額 (別表一(一)「7」、別表一(二)「7」又は別表一(三)「7」)+別表六(二十四)「31」)	12
差引税額控除基準額残額 (2)-(18)	3	法人税額の計算額 中小企業者等以外の法人 (別表六(九)「15」+「20」)+(別表六(十)「14」+「20」+「25」)+(別表六(十一)「16」+「21」)+別表六(十二)「4」+(別表六(十八)「14」+「19」)+(別表六(二十一)「20」+「25」)+別表六(二十二)「10」)	13
特定寄附金基準額 $(1) \times \frac{10}{100}$	4	調整基礎となる法人税額の計算額 中小企業者等 (別表六(六)「13」+「22」)+別表六(七)「20」+(別表六(九)「15」+「20」)+(別表六(十)「14」+「20」+「25」)+(別表六(十一)「16」+「21」)+別表六(十二)「4」+別表六(十五)「22」+(別表六(十六)「14」+「22」+「32」)+(別表六(十八)「14」+「19」)+別表六(十九)「13」+別表六(二十)「19」+(別表六(二十一)「20」+「25」)+別表六(二十二)「10」)	14
税額控除限度額 (3)と(4)のうち少ない金額)	5	仮計 (11)+(12)-((13)又は(14))	15
調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一の三「2」若しくは「13」)	6	控除対象個別帰属調整額等	16
当期税額基準額 $(6) \times \frac{5}{100}$	7	住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額 (15)-(16) ((12)>((15)-(16))の場合は(12))	17
当期税額控除可能額 (5)と(7)のうち少ない金額)	8	住民税額控除額 $(17) \times \frac{2.58 \text{又は} 1.4}{100}$	18
調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑱」)	9		
法人税額の特別控除額 (8)-(9)	10		
特定寄附金に関する明細			
寄附した年月日	寄附先	まち・ひと・しごと創生寄附活用事業の内容	特定寄附金の額
平 . .			19
平 . .			円
平 . .			
計			

別表六(十七) 平二十八・四・二十以後終了事業年度分

別表六（十七）の記載の仕方

1 この明細書は、青色申告書法人が措置法第 42 条の 12 の 2 第 1 項《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除》の規定の適用を受ける場合に記載します。

2 措置法第 62 条第 1 項《使途秘匿金の支出がある場合の課税の特例》に規定する使途秘匿金の支出がある場合又は外国法人の平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において同法第 62 条の 3 第 1 項若しくは第 8 項《土地の譲渡等がある場合の特別税率》若しくは第 63 条第 1 項《短期所有に係る土地の譲渡等がある場合の特別税率》の規定の適用がある場合の記載は、次によります。

「法人税額調整加算額

(1) ((別表一(一)「7」、別表一(二)「7」又は 12 の記別表一(三)「7」)+別表六(二十四)「31」)

載に当たっては、別表一(一)「10」の外書の金額、別表一(二)「8」の外書の金額、別表一(三)「8」の外書の金額又は別表一の三「6」の外書の金額若しくは同表「17」の外書の金額並びに外国法人の平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の別表三(二)「27」の金額、別表三(二の二)「28」の金額及び別表三(三)「23」の金額を同欄の上段に外書として記載します。

(2) 「仮計
(11)+(12)-(13)又は(14) 15」及び

「仮住民税額控除額の計算の基礎となる法人税額

(15)-(16)

17 の

((12)>((15)-(16))の場合は(12))

」

各欄の記載に当たっては、上記(1)で外書した金額を

「(12)」に含めて計算します。

3 「仮計
(11)+(12)-(13)又は(14) 15」は、その適用を受ける法人が中小企業者等（措置法第 42 条の 4 第 2 項《試験研究を行った場合の法人税額の特別控除》に規定する中小企業者又は農業協同組合等をいいます。）である場合には「(13)又は」を消し、その他の場合には「又は(14)」を消します。

4 「控除対象個別帰属調整額等 16」は、措置法令第 27 条の 12 の 2 第 1 項各号《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除》（同条第 2 項又は平成 28 年改正措置法令附則第 15 条第 2 項《認定地方公共団体の寄附活用事業に関連する寄附をした場合の法人税額の特別控除に関する経過措置》の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に掲げる金額を有する場合に、当該金額の合計額を記載します。

5 「住民税額控除額
(17)× $\frac{2.58\text{又は}1.4}{100}$ 18 の記載に当たっては、次に

掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定めるところによります。

(1) (2)に掲げる場合に該当しない場合には、平成 29 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度にあつては「2.58 又は」を消し、同日前に開始した事業年度にあつては「又は 1.4」を消します。

(2) その適用を受ける法人が法第 141 条第 2 号《課税標準》に掲げる外国法人又は平成 26 年改正前の法第 141 条第 4 号《外国法人に係る各事業年度の所得に対する法人税の課税標準》に掲げる外国法人である場合には、「0」と記載します。